

改正案	現行
<p>（法第二条第十八項に規定する有価証券）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（取引証拠金の預託を受けない取引）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引（以下「証券先物取引」という。） 先物銘柄（証券先物取引において取引されるものうち取引対象（証券取引所が、有価証券の売買等のため金融庁長官の承認を受けて上場した当該取引に係る有価証券、有価証券指数又はオプションをいう。以下同じ。）及び取引最終日を同一とするもの。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が法第百五十二条第一項の規定に基づく金融庁長官の認可（以下「金融庁長官の認可」という。）を得て定めるものとする。）ことに、買建玉（取引の決済が未了である買付け（有価証券指数等先物取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場となる取引をいう。）の約定に係る数量をいう。以下同じ。）と売建玉（取引の決済が未了である売付け（有価証券指数等先物取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定</p>	<p>（法第二条第十四項に規定する有価証券）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>（取引証拠金の預託を受けない取引）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>一 有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引（以下「証券先物取引」という。） 先物銘柄（証券先物取引において取引されるものうち取引対象（証券取引所が、有価証券の売買等のため金融庁長官の承認を受けて上場した当該取引に係る有価証券、有価証券指数又はオプションをいう。以下同じ。）及び取引最終日を同一とするもの。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が法第八十五条の二第一項の規定に基づく金融庁長官の認可（以下「金融庁長官の認可」という。）を得て定めるものとする。）ことに、買建玉（取引の決済が未了である買付け（有価証券指数等先物取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場となる取引をいう。）の約定に係る数量をいう。以下同じ。）と売建玉（取引の決済が未了である売付け（有価証券指数等先物取引にあつては、現実指数又は現実数値が約</p>

指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場となる取引をいう。()の約定に係る数量をいう。以下同じ。()が同量である場合

二 有価証券オプション取引 オプション銘柄(有価証券オプション取引において取引されるものうち、取引対象、取引最終日、オプションの種類(オプションの行使をした者が当該行使により成立する取引において売主(法第二十九条第十九項第一号に規定する取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者をいう。)としての地位を取得するか買主(法第二十九条第十九項第二号に規定する取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者をいう。)としての地位を取得するか)の別をいう。)及び権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又は有価証券指数をいう。)を同一とするものをいう。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が金融庁長官の認可を得て定めるものとする。()ごとに、売建玉と買建玉が同量である場合又は買建玉が売建玉を上回る場合

(取引証拠金の預託方法)

第三条 (略)

一 法第八八条の三第一項第二号又は第三号に規定する場合(証券先物取引等を受託した会員等(法第六十一条第一項に規定する会

定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場となる取引をいう。()の約定に係る数量をいう。以下同じ。()が同量である場合

二 有価証券オプション取引 オプション銘柄(有価証券オプション取引において取引されるものうち、取引対象、取引最終日、オプションの種類(オプションの行使をした者が当該行使により成立する取引において売主(法第二十九条第十五項第二号に規定する取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者をいう。)としての地位を取得するか買主(法第二十九条第十五項第二号に規定する取引にあつては、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者をいう。)としての地位を取得するか)の別をいう。)及び権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又は有価証券指数をいう。)を同一とするものをいう。ただし、二以上の証券取引所において取引されている場合には、それぞれの証券取引所が金融庁長官の認可を得て定めるものとする。()ごとに、売建玉と買建玉が同量である場合又は買建玉が売建玉を上回る場合

(取引証拠金の預託方法)

第三条 (同上)

一 法第八八条の三第一項第二号又は第三号に規定する場合(証券先物取引等を受託した会員等(法第六十一条第一項に規定する会

員等をいう。以下同じ。）が他の会員等を清算会員等（会員等が他の会員等）に取引証拠金の預託を委託する場合の当該他の会員等をいう。以下同じ。）として届け出た場合を除く。） 当該証券先物取引等を受託した会員等

二 法第百八条の三第一項第二号又は第三号に規定する場合（証券先物取引等を受託した会員等が他の会員等を清算会員等として届け出た場合に限る。） 当該証券先物取引等を受託した会員等及び当該会員等が届け出た清算会員等

三 法第百八条の三第一項第四号に規定する場合（証券先物取引等を受託した会員等が他の会員等を清算会員等として届け出た場合を除く。） 証券先物取引等に係る取次者及び当該証券先物取引等を受託した会員等

四 法第百八条の三第一項第四号に規定する場合（証券先物取引等を受託した会員等が他の会員等を清算会員等として届け出た場合に限る。） 証券先物取引等に係る取次者、当該証券先物取引等を受託した会員等及び当該会員等が届け出た清算会員等

2 証券取引所は、法第百八条の三第一項の規定に基づき取引証拠金の預託を受けるときは、証券先物取引等を行う会員等その他の同項各号に定める者に代えて、当該会員等が届け出た清算会員等から当該取引証拠金の預託を受けることができる。

（証券取引所における取引証拠金の分別管理）

第六条（略）

員等をいう。以下同じ。）

（新設）

二 法第百八条の三第一項第四号に規定する場合 証券先物取引等に係る取次者及び当該証券先物取引等を受託した会員等

（新設）

（新設）

（証券取引所における取引証拠金の分別管理）

第六条（同上）

<p>一 (略)</p> <p>二 法第百八条の三第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が受託した証券先物取引等を同条第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金並びに同項各号に掲げる場合に、同項及び第三条第二項の規定に基づき清算会員等から預託を受けた取引証拠金</p> <p>三、四 (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>一 (同上)</p> <p>二 法第百八条の三第一項第一号に掲げる場合のうち会員等が受託した証券先物取引等を同条第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行うときに、同条第一項の規定に基づき当該会員等から預託を受けた取引証拠金</p> <p>三、四 (同上)</p> <p>2、3 (同上)</p>
--	---